

議 事 録

会議名	平成21年度 第2回寒川町都市計画審議会		
日 時	平成22年1月19日（火）午後2時	開催形態	公開
場 所	議会第1会議室		
出席者	<p>委員：鈴木委員、石黒委員、小嶋委員、小沢委員、三堀委員、古山委員、藤沢委員、中村委員、桜井委員、竹下委員、金子委員、宇田川委員、村松委員、保坂委員</p> <p>事務局：山上町長、前原都市建設部長、佐野課長、金子副技幹米山主任主事、深澤主任主事、小林主任技師、石黒主任主事（都市計画課） 篠塚拠点整備担当参事、柄沢課長（新幹線新駅対策課） （欠席者：山田委員）</p>		
議 題	（1）第6回線引き見直しに関する都市計画の案について		
決定事項	<p>① 茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更</p> <p>② 茅ヶ崎都市計画区域区分の変更</p> <p>③ 茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針の変更</p>		
<p>1. 開会 2. あいさつ 3. 議題</p> <p>（1）第6回線引き見直しに関する都市計画の案について</p> <p>① 茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（諮問） ② 茅ヶ崎都市計画区域区分の変更（諮問） ③ 茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針の変更（諮問） ④ 茅ヶ崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（報告） ⑤ 茅ヶ崎都市計画用途地域の変更（報告）</p> <p>（中村会長）本日は、第6回線引き見直しに関する都市計画の案について、町長より諮問があるとのことですので、よろしくお願ひします。</p> <p>茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（諮問） 茅ヶ崎都市計画区域区分の変更（諮問） 茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針の変更（諮問）</p>			

(中村会長) それでは、ただいま諮問のありました案件につきまして、審議に入りたいと思います。

なお、本案件につきましては、先ほど町長から要請がありましたように、本日答申の形で審議を進めることでよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(中村会長) ありがとうございます。それでは、諮問の内容について、事務局より説明をお願いします。

(佐野課長) 【第6回線引き見直しに関する都市計画の案について説明別添資料】

(中村会長) 説明が終わりました。これより諮問のありました案件①から③について審議に入りたいと思いますが、説明にもありましたように相互に関連する案件でありますので、一括して審議といたします。委員のみなさまの中でご意見、ご質問等ある方はお願いします。

(鈴木委員) 資料1 整備、開発及び保全の方針の中に地域ごとの新市街地ゾーンが追加された訳ですが、市街地ゾーンの採用、商業施設、集積地の整備、企業等の計画的な誘導について検討を行っていくと、こういうことになっていきますが、冒頭に法的根拠を明確にするための都市計画いわゆる都市計画の代表だと付け加えておりますので、この見直しの目標年次がここに明確に出ておりますが、この目標年次までに方向性が示されるのかどうか、その点について、ひとつひとつ聞いていきたいと思うのですが、目標年次までに方向性というか、内容がどのようなのでしょうか。

(中村会長) 事務局、よろしいでしょうか。

(佐野課長) ただいまのご質問ですけれども、目標年次までに内容が明確になるのかという部分でございますけれども、都市計画の方としてはこういった将来の新市街地を担保するというか、そういう位置づけを確保しておいて、具体的な部分については、今後事業課がそれぞれ地元の方と協議を深めて、その熟度が上がれば、そういった目標年次になると

と思いますが、今後の協議、合意の形成によって、この段階では目標で取り組んでいくところにとどまるのかと思います。

(中村会長) 目指すと言うことで、やらざるを得ないので。

(鈴木委員) 2 ページですが、見直しの目標年次があります。これが目標年次を27年2015年にするとなっていますので、一応区切りを付けなければ、先ほど説明したものがなかなか前に進まないというのもあると思うので、そういうことでこれから検討していくにしても積み上げるにしても、どういうことでどうするのかということ、当初に法的根拠を明確にするものとなっていますので、その辺の確認をしたかったです。

(桜井委員) 目標年次がここで、決められているので仕方がないと思うのですが、今から5年後、そもそも本来は10年後位を目標年次とするので、5年後というのはちょっと。

(中村会長) 見直しの目標年次だから、10年後に設定しておいて、10年後までに頑張っていくのだが、5年位の時に中間チェックをするという意味ですよね。たぶんそういう意味です。私は、立場上、学者などで説明することはないんですけど、今の我が国の都市計画の整開保の基本的やり方として、おっしゃっていることはなかなか言わないことになっている。要望としては、先ほどの事務局のお答えに関して、答申した後に関しては、これが達成できるように具体的に議論していただきたいという回答しか言えないと思います。これが、今日の議事に残ることがとても大事だと思いますので。今の日本の事業の問題だと思うのですが、なかなか言った後に実現せずに、見直してもいつまでたっても進まないという問題がありますけども、具体的な図を今回書きましたので、それに向けてご尽力いただきたいということは言っておきます。これは見直しで、中間チェックをする時に進んでいないのは、それは恥ずかしいと思いますから是非頑張って欲しいと思います。では、ほかのページ、外のことに関してございますか。

(竹下委員) ちょっと教えて欲しいのですが、資料1の3ページ目ですが、(2)区域区分の方針の人口の推移ですが、茅ヶ崎区域全体のもの

だと思うのですが、寒川町の場合はこの内、平成27年度の人口、産業の規模はどれ位になっているのか参考までに教えて下さい。

(中村会長) 寒川町の数字は、分かりますか。

(佐野課長) 人口の方ですが、先ほど茅ヶ崎都市計画ということで、全体の28万人までしかご説明しませんでしたので申し訳ございませんでした。寒川町が、平成27年までに町の概ねの人口が4万9千人でございます。残りが、茅ヶ崎市の人口ということになります、23万1千人。

(竹下委員) 27年が、4万9千人。

(佐野課長) はい。

(竹下委員) 12年は。

(佐野課長) 4万6千です。寒川町。それから産業の方ですが、平成27年の推計で、生産規模で寒川町の工業出荷額が5,374億円と想定してございます。それから、卸小売販売額は、1,077億円です。

(中村会長) ということですか。

(桜井委員) 先ほどの質問と一緒になんですが、目標年次が10年後ということ、つまり今の3ページの産業の規模の年次も27年なんですね。10年後の推計値で表現すべきかと思うのですが。

(佐野課長) 大変申し訳ございません。確かにおっしゃられるとおりにかと思えますけども、表現の統一だとか、目標年次の変更につきましては、作業の見直しが平成18年度から始まっていることがありまして、目標年次を概ね10年後と設定していることから、27年ということになってございます。

(桜井委員) 18年から、見直しの作業が4年間。

(金子副技幹) そう言うことでございます。

(中村会長) 県に対しての意見として、これから先10年と言いながら5年じゃないかというのは、そういう意見がでたのは考慮しないといけないですね。

(佐野課長) はい。

(中村会長) 県内、全部こんな感じですよ。

(佐野課長) そうです。

(中村会長) 確認は、ここでいう目標年次は27ですか。

(佐野課長) はい。

(中村会長) はい、分かりました。他にご意見はございませんか。

(藤沢委員) 1ページからの都市計画の目標というところで、2020プランの基本目標と表現が違ってきている訳ですよ。どうして違ってきたのか。その前にこの文章については、先ほど国の方で作文をしてきたというふうなことではなかったですか。あるいは、県と打合せをして作ったのか、いつどういう打合せの元にこういう文章になってきたのか。例えば、「持続可能な都市」の実現。2020プランの基本目標では、快適でにぎわいのあるまちづくりがうたわれていたのですが、アではすべての人が快適な生活ができ、人がいきいきできるまちというような表現に変わっている訳ですよ。右側の自然と人と共生した安全で快適な都市の形成、便利で賑わいと活力のある都市の形成、絶えず町長も町もこういう姿勢で、今まで示してきた訳じゃないですか。議会の答弁の中でも、絶えず、自然と人と共生した安全で快適な都市のためにという表現をしていたのに、なぜ、このように変えられるのかね、変えた根拠は何なのかなど。環境と共生のまちづくり、これが倉見の新駅の目標とするところだよと、町の基本だよと。何よりも2020プランの表現を変えたという説明を、私はしてもらいたいと思います。

(中村会長) 茅ヶ崎1というページ両側ですけども、都市計画の目標(1)都市づくりの基本理念の記述がどういう経緯で、どうの変更をされたのかというのを、教えてください。

(佐野課長) 今の文章としては、表現が変わってございますけども、これは総合計画、都市マスタープランを受け止めまして、書き方が県下で統一された書き方になったことによる表現に総合計画との表現の差でございまして、目標とするところは変わりはないと考えてございます。

(中村会長) 県の都市マスタープランですか。

(佐野課長) 寒川町都市マスタープランの2のところに、将来都市像というのがございまして、都市づくりの理念である持続可能な都市を実現するためですか、人が環境とともに生きるまち湘南寒川といった設定がございまして、それを受けての表現でございまして。

(中村会長) それぞれの市、町での都市計画マスタープランで決めていることであって、これを整開保の中にも同じように入れるということになったので、寒川町の都市マスタープランは、いつできたものですか。

(佐野課長) 平成15年の都市マスタープランの24ページに、そういった位置づけがされております。

(中村会長) その記述をもってきたと。

(藤沢委員) 都市マスは、2020の前段のものであって、基本は私は2020プランだと。2020プランだと今までずっと、例えば34ページのように基本目標と施策の方向が明記されていながら、こういうふうに変えた。これは佐野課長が、今説明がありましたけども、県下で統一されたものだという説明ですよ。そうだとしたら、その経過というものをご説明してもらいたかったということをお尋ねしている訳ですよ。最近では、これ以外に安心して安全のまちづくりということをお尋ねにどの場面でも、なんでこういうものを事前に町職は、県との話しあっているところでどういうふうにしたか、それを説明してもらいたいということですよ。説明していただければ、これからはその方向で進むんだらうなと。当然これから多くの課題になる、倉見のまちづくりにしてもそういう方向で行くんですか。総合計画のタイトルでいくんですか、あるいはまた何年かしたらこれが変わってしまうのかということをお尋ねしているのです。

(中村会長) 事務局、追加でお答えできますか。

(藤沢委員) これは、ちゃんとすべきです。

(佐野課長) 寒川町の最上位の計画が今おっしゃられた2020プランでございますので、これの方向性に従ってそれぞれの計画がその下に位置付けられているということでございます。県下で統一した経過を説明しろということですが、この改正にあたりまして県の方から改正のマニュアルといものが来ておりまして、それに従って今回のような位置付けになっております。

(中村会長) 総合計画は、いつ出たのですか。

(佐野課長) これは平成14年です。それを受けて都市計画マスタープランを15年に改定してございます。整合を図って位置付けているものです。全く同じ記述では、ないですけども。

(中村会長) 2020が先で、それを受けて都市マスタープランが出てきて書いてあるものを県のガイドラインに従って、ここにもってきてると。

(佐野課長) そもそも新幹線の新駅の誘致ですとかそういった社会経済というか変化がありまして、総合計画が平成14年に見直されたことに伴って、平成15年に都市マスタープランを改定したということです。

(中村会長) 都市マスタープランを公表されてできたものですよ。そういう経緯になっております。この件は、これでご理解いただけますか。

(藤沢委員) その部分は、その程度でよろしいですけども、続いてよろしいですか。

(中村会長) はい。どうぞ。

(藤沢委員) 資料1の2ページ、新市街地ゾーンと書いてあります。そこで寒川町のア、イ、ウ、エとあります。アは北部地域、イが中部地域、ウが南部地域、エが市街地ゾーンということですが、北部地域は

環境にやさしく調和のとれた地域。中部地域は、寒川の核となる地域、そして南部地域では自然と人の共存する文化的な地域というふうな表現でなければ、まずいんですか。例えば、中部地域、寒川の核とは何なのかなど。例えば、産業の核なのか、あるいは文化の核なのか、あるいは行政交通の核なのか。どういうことなのでしょう。そして何よりも環境にやさしく調和のとれた地域というものが北部でございます。今まで北部地域は、環境と共生のまちづくりをとということで、進めてきたんじゃないかな。意味は同じですよということかもしれないけれども、なぜこのように表現を変えなければいけない。これもやはりそういう統一されたものだったのか、そこいらは少々説明をやはり注釈をしながら説明をしていただければこういうロスな時間はなかったと思うんですけどね。

(中村会長) 質問としては、この2ページの各地域のどういう地域になったのかという説明がなかったと、事務局いかがですか。

(藤沢委員) 今まで、北部地域これは倉見を中心とした所は産業施設集積とか商業地域の中心という表現が付いていた。それが今度は、環境にやさしく調和のとれた地域、大変抽象的で今までのものは、どういうふうになるのかなど。

(佐野課長) 先ほどと同じですが、寒川町の都市マスタープランは総合計画を受けて15年に改定してございます。総合計画と整合を取って作成しているもので、その中で地域づくりの目標ということで、平成15年に作った時に既に環境にやさしく調和のとれた地域づくりだとかが、地域ごとの目標の中に位置づけとか、そういったような書きぶりになってございます。当然、中部地域が核となる部分では総合計画では、寒川町を3つの核、北については都市未来拠点、中部地区については生活の中心拠点、南の田端地区については産業集積拠点ということで総合計画で位置付けがありまして、それを受けて都市マスでそれぞれの地域ごとの目標を今言われたような設定がしてありまして、今回の改定にあたってはその地域ごとの目標、これを記述しなさいということで受けて今になってございます。

(中村会長) 確認は、従来の整備、開発及び保全のこの冊子の右ページでは、従来は地域ごとの市街地ゾーンは無かったんですね。無いんです

よね、従来は。整開保は。

(金子副技幹) そうです。

(中村会長) 整開保の中に、先行して都市マスタープランで決められたことがあれば、新市街地ゾーン等の記述をそこから入れるということですよ。

(佐野課長) はい。

(中村会長) ここに書いてあるのは、都市マスタープランに既にオーソライズされていることであり、且つ従前の整開保の中では、どの地域は行うとは言っていないということですね。北部地域に関しては、エの新市街地ゾーンというのは、実際には段落が2つあって北部とそう書いてあるんですよね。今回もマスタープランの中に書いてある記述を載せてきている。それでいいですか。

(佐野課長) 田端の方は、ここで特定保留ということになりましたので具体的に記述が書き込まれている。それから倉見のツインシティの方につきましては今までどおりで、今までも位置づけされておりますけどもこれが再び載っているということです。この書きぶりについては、今まで旧ではなかったのですが、新たにこういった地域別、地域ごとの目標ということでそういったものを記述しましょうということによって統一されて載せたものです。

(中村会長) 日本の都市計画、私もすごく詳しい訳ではないですけども、各市町でつくるマスタープランの話と、整備、開発及び保全の方針が平行に動いているところがあって、今我々がやるお仕事は、整備、開発及び保全の方針の県全体の枠を持っているものの中に、寒川町の都市マスタープランとして既に決まっていることを入れ込んだということですね。

(佐野課長) はい。

(藤沢委員) 私がお尋ねしたいことは、今まで北部について、北部というのは倉見です。倉見については、ツインシティで新幹線新駅の誘致

で、その地域は業務集積であり商業の中心だと、商業の核を作っていくんだというふうに表現していながら、今度は環境にやさしく調和のとれた地域ですと。

（中村会長）ちょっと待って下さい。北部については、エのところの最初の3行を見て下さい。エ、新市街地ゾーンの5行に記載がありますよね。その最初の3行が、倉見のツインシティのことだと思いますが。

（藤沢委員）北部についてはということですが、この中でやはりアのところ、環境にやさしく調和のとれた地域ということは、現在が一番環境がとれた地域なんです。だからそういうことで、今まで言ってきた新駅のための業務集積とか商業集積、商業の核ということはもういいのかなと。

（中村会長）それは、ここに書いてあります。

（藤沢委員）それは新市街地ゾーンの中にもあるかもしれませんが。北部においてはと。新駅の誘致を図るとともに、環境共生モデル都市として必要な住宅地及び産業業務施設の集積と。そうだとしたら、何で北部の地域へそういうふうなタイトルを示さないのかと。そして新市街地ゾーンで補足をしていくことが、私は当たり前じゃなかろうかと。タイトルでは、環境にやさしく調和のとれた地域というが、現在が一番調和がとれているんですよ。新市街地ゾーンで、言い返すというのは地元の方は分かりにくいと。

（中村会長）これもマスタープランで、こうなっているという理解でいいのですか。

（佐野課長）作業マニュアルに従いまして、県で統一した見解でこういった新市街地ゾーンの部分では、こういった書き方にしていきたいと思います。ということで、県下で統一されたものでございます。

（藤沢委員）皮膜でそういう表現もありますけども、何よりも総合計画の2020プランを、私は重視すべきだと。2020プランの要図でいくと、これとは違ってきますよと。こういう表現でいいですかということ。表現の仕方がおかしいじゃなかろうか。これは地元北部にしたら解

釈が難しい表現ですよ。なんでこういう難しい表現を、されるんですかと。これを読むと、ギャップが大きすぎますよ。

(中村会長) 事務局の方で、何かありますか。

(佐野課長) 先ほども申し上げたとおり、寒川町の一番上の計画は総合計画です。それを尊重してそれぞれその下に、事業を進めていくためのプランだとか計画がございます。今、おっしゃられた部分では総合計画を受けてですね、都市マスの方にそういった位置づけをそれぞれしてございますので。

(中村会長) これは都市マスタープランの中で書いてあることと矛盾がないことが一つと、新しい市街地を整備する考え方に関しては独立して書くというのが県全体での考えだと。それに基づいて書いたということで、新しく、すでにオーソライズされているものと違った意図をここに盛り込んでないですね。

(佐野課長) ないです。

(中村会長) それをはっきりとおっしゃったほうがいいです。

(竹下委員) 今のところの関係があるかもしれないと思うのですが、要するに新市街地ゾーンで考えられているのは、新幹線の新駅でもいろいろ議論があったところですが、ツインシティという問題、ツインシティと新駅誘致というのは、新駅を誘致することによってツインシティができるのか、新駅誘致がなくてもツインシティはできるのか。その二つの関係というのは、ツインシティというものの位置付けというのが存在するかどうかなんですが、もし存在しえなかったらね、その産業業務施設誘致の整備というものも無くなって、結局北部地域に残るのは環境にやさしく調和のとれた地域だけが残ってくるというイメージがあるように思うのですが。そのあたり、新駅の誘致とツインシティというのはリンクしているのか、完全に別のものになってもツインシティというものは追求するのか。新駅誘致というのは、外部要因というのかそこから決められるものだしね。自主的には、なかなか誘致の促進はしても自己決定能力はない訳だと思うのですが、ツインシティというのは自己決定能力はある訳ですよ。自分達で本当に計画、開発していきたいという

ことであれば、できないことはないと思うのですが、そういう意図まで持ってこの計画を立てられたのかどうかと。

(佐野課長) 竹下委員からのご質問は、ちょっと事業に踏み込んだようなところの回答もしないと追いつかないのかなというところがあるんですけども、私ども都市計画での今回の位置付けにつきましては、将来的に、一番最初にご説明申し上げましたように、20年先を見据えてそういった市街地整備をすることが、上位の計画に位置付けて置いてもらうことによって、将来的に寒川町のまちづくりをしていけるようにというような位置付けをしておくだけのことで、具体的にその部分で例えば、駅がなくてもツインはやるとかは、そういった部分を今私どもの都市計画担当として申し上げるような立場にないのかなと思っております。もし、必要があれば本日事業担当課が来ておりますが、都市計画審議会ということであれば、これでご理解いただければと思います。

(中村会長) 確認ですけれども、いろんなご興味のご質問もあるかと思うし、そのこのところの議論は個人的にはありますけれども、今確認しないといけないのは、新市街地ゾーンのところでマスタープランで言っている誘致を図りツインシティを・・・ということは、言っているわけですよ。その時に新幹線がもし来なかったらどうするかは、計画としては言っていないですよ。だから、呼ぶと。新幹線の駅は、誘致するんですよ。誘致するということがあって、その前提に計画をするというところまでしか、都市計画では言えないんですよ。そういう理解をしていたんですけども。

(佐野課長) はい。

(中村会長) 限られた時間、これを県がどのように考えているかは、説明をちゃんとしてあげないといけないことだと私は思います。ちょっとお時間の範囲では厳しいので、先生すみませんが別途で、私も質問したいんですけども。もう一回確認しますけれども、2ページの記述に関しましては都市マスタープランの話と、県全体での神奈川県都市計画の中での新市街地をどうするという話しに基づいた記述をされたんですね。

(佐野課長) はい。

(中村会長) 他のところでありますか。

(古山委員) 資料1の13ページの②おおむね10年以内を実施することを予定する主要な事業ということで、3・4・2中海岸寒川線と出てくるんですが、最後のページに図がありますが、この図で見ると、5・4・1の茅ヶ崎公園からずっと来まして、寒川駅の付近まで途中整備されている所もあるんですけども、点線の所が未整備ということだよ。これは寒川町でもいろいろ要望していると思うんですが、なかなか今まで県からそういう返事を頂いていない。これが概ね10年までにできるのかどうかということ。最後に図が付いている。茅ヶ崎公園からずっと上って来て、寒川駅まで中海岸寒川線なんだけど。この辺は、概ね10年の計画の中に入っているけども可能性はどうなんだろう。それともう一つ、その下で3・5・5寒川下寺尾線の引き続き整備を続けるということで、JR東日本寒川駅北口駅前広場を引き続き整備をするということで、例えば複合施設とかエレベーター、エスカレーターの話があったんだけど、こういう物がこの中に網羅されているという判断でいいのかね。

(中村会長) 先に申し上げますと、今お開きになった13ページの見開きの右側のページですよ。

(古山委員) そうです。旧です。

(中村会長) 新がどこにあるかというのと、10ページまで戻らないといけない。10ページに戻って下さい。10ページに戻ると、そこに表があって概ね10年以内にやるという、この中に今おっしゃった道路が入ってないんですけども。ありました。3・4・2と。

(古山委員) 駅前広場、JR東日本寒川駅北口駅前広場。

(中村会長) これが10年以内に予定すると言っていると。どうなんでしょう。

(佐野課長) 今のご質問ですが、前にも都市計画審議会にご報告はしてたかと、都市計画道路の見直しということで中間でご報告してあったと思いますが、位置付けとしましては中海岸寒川線は、かながわの道づく

り計画に載っていないということで、町単独で整備する予定もないため、10年以内に整備していく部分からは除かれているという状況になってございます。何でかと言いますと、寒川町都市計画審議会には見直しの話もさせていただきましたが、町域が狭いことによって都市計画道路がよその市からよその市に抜ける中にありますので、寒川町が寒川町の区域だけ都市計画道路が不要だという訳にはいかないようなこともありまして、近隣市町村と今調整を取りながら見直しをしているところです。都市計画道路も寒川町の財政規模だとかそういったことから、なかなか町が今までも事業主体で整備をしたという所は、全くない訳ではないんですが、ほとんど都市計画道路の事業は神奈川県に肩代わりをしていただいて整備をしてもらっております。県が今、一番先に力を入れてやっているのが、さがみ縦貫の下部になりますけども、藤沢大磯線をこの春に暫定2車線で供用を開始しようということで、相当な県費をつぎ込んで整備をしていただいております。都市計画道路の重要度というか、どれを一番先に整備していこうということからいくと、まだその後都市計画決定もされていない構想の段階ではありますけども、湘南台寒川線というのが重要視されているところがございまして。それから、そういった意味合いから中海岸寒川線がNTTの所まで来ておりますが、その先の変電所を通過して中海岸に行くその部分については、当面10年間では、なかなか整備までは回らないだろうというのが、県の方の位置付け。寒川町としては、区域内に何本も都市計画道路がありますので、全部やっていただきたいんですけども、神奈川県内でも都市計画道路がいろいろな所がありまして、寒川ばかりとはいかないでしょうし、整備するにあたっては、それぞれ交通量推計だとかいろんなことをして、その必要度だとかも含めて優先順位を決めてやっていかれるのかなと思っているところです。

(中村会長) 都市計画道路の見直しは、日本中でやっていて私も幾つも幾つもやっているんですけど、確認は旧の13ページと新しい10ページと比べて、今の中海岸寒川線が載っていますけども、10ページの表にある十幾つに関しては、今回の計画でも10年以内に整備をしていくということを用意はしているんですね。

(金子副技幹) そういうことです。何らかの形で、下に書いてあるように着手予定、整備中、供用も含むという形の中で。

(中村会長) 見開きの左の10ページ。ここに書いてある道路は、10年以内に着手予定までは行きたいと。

(金子副技幹) はい。そういう整備目標ということで整理をさせていただきます。

(中村会長) 前の計画より、減らしているんですね。

(金子副技幹) はい。中海岸寒川線も今説明したように、今回は載せてございません。

(中村会長) と言うことなので、私地元じゃないんであれですけども、この一個一個道路を見た時に、本当に10何個とも10年以内に着手できるのかという疑問がある方もいらっしゃるかもしれませんが、だいぶスリムにしてこれだけはやりたいという意思表示です。

(古山委員) はい、分かりました。

(中村会長) その他の場所で、ご質問はございますか。

(桜井委員) 16ページの旧の方、緑地の確保水準というのが16ページの旧の方に一覧になっているんですけども、それに該当するものが左側ではどこになるのでしょうか。これに該当する旧の平成17年と平成27年の目標水準が、16ページの右側旧の方に一覧表に載っておりますけども、それが現時点で、平成22年あるいは去年、現時点の水準が知りたかったので。

(佐野課長) 都市公園等ですけども、ここで17年の記述がございまして22年でどうかというお話でございます。17年以降に公園で用地を取得した所が幾つかありますが、一人あたりに割り返したところでは、ほとんど実績としては、数字的にはあまり上がっていないのが現状でございます。それから書きぶりでございますけども、旧は1人当たりという表示でございましたけども、これも県下統一で全体でということで左の新の方に2行の表示になっております。

(中村会長) ここはまだいいんだけど、人口が減ると増えちゃうんです

よ。そういうのは、もうやめようと。緑地とか市街化区域内のオープンスペースのレベルは、日本は国際的にもまだまだ低い訳ですから。整備開発及び保全の方針に書けるのは今のところ、ここまでだと言うことですね。他の場所でありますか。資料1ばかりで、2, 3はほとんどなくて1だけだと思いますが。他のところでもございますか。

(藤沢委員) 人口と住宅の関係についての、先ほどの茅ヶ崎と寒川のとしても、この場でやはりツインシティをどの程度考えて発言をしたらいいのか、どの程度考えてご質問をしたらいいのか。例えば、資料1の5ページのウに住宅地がございませぬ。それからその上は、工業地もございませぬし、アもございませぬ。それでアの中で、倉見地域には新幹線の誘致を図りながら業務集積というふうに記してございませぬ。そこで住宅地については、これは一番下の3行の中で寒川駅北部で寒川町北部いわゆる新駅誘致のための住宅地についての記載がなくてもいいんですかね。と言うことは、ツインシティを目標に現在は動いていると、新駅を誘致するには、企業の従業員が4千人、右岸は6千人です。住居については、寒川の倉見の方で3千人、対岸が4千人と。例えば、新駅を造ってもJR東海が止まってくれないといけません。JR東海が止まる要件として、1日9千人か1万4千人まで、9千人以上いないといけません。そうするには、住居がやはり3千人以上増えないといけません。3千人という最低に見ても、1700戸から1800戸必要なんです。そして工場とか企業が、10から12は必要なんです。先ほどから、課長は20年先を見越してと言うけれども、今ツインシティで新駅の誘致では、JR東海がリニアの開業で17年から18年後には営業開始と。それを見定めて新駅の運動をしていくというけれども、20年を目標にといいながら、これに一切記されていないということは、いいんですかね。どこかに記してありますか。3千人の住居が必要だと、3千人だと1800戸は必要ですよ。1800から1900。これは大きな数字だと思うけれども、それも記されていない。それから企業、その企業の多くには工場もあると思いますが、やはり従業員が4千人いると今の倉見で言えば、キリンレモンとかあるいは日本鋳業さん位の工場が10から12なければいけない。どこへどういう風にやるか。この中では、土地に関する問題もそういう方向付けもないままで、これはこれでいいんだよということでは、どうかと思いますがどうですか。

(佐野課長) 今の住宅地の部分で、藤沢委員はツインシティの整備開発

というか整備計画を良くご存じで、今言われた保留人口だとか就業人口の数字をご承知の上のことだと思いますけども、5ページというお話だったんですけれども、8ページに今現在ツインシティを先ほどご説明した誘致をしようとする地区については、新市街地ゾーンと言うことで市街化調整区域ですので、8ページの下段の方になりますけども、⑤の市街化調整区域の土地利用の方針のエの部分で、倉見のツインシティについては特定保留区域ではなくて、一般保留ということで具体的に入ってございませぬけども、ここで計画的市街地整備を予定しているのが田端の西地区ですけども、上から3行目の右の方、都市計画上必要とする計画的な市街地整備の検討を行う区域については、というのがツインシティ倉見地区のことを言っております。これについては整備の見通しが明らかになった段階で農林漁業との調整を行い、住居系市街地については茅ヶ崎都市計画区域で、保留された人口フレームの範囲の中でということになっております。これが茅ヶ崎都市計画の中で保留されている人口フレームというのが、3千3百名の人口が確保されております。それから産業系市街地については、当該都市計画区域における将来の適正な工業及び流通業務の規模を考慮し、必要な範囲内で市街化区域に編入を行うことができるものとするという部分が、ツインシティ倉見地区の部分の記述ということでございます。

(中村会長) 整備、開発及び保全の方針を何度か読みましたが、ここで書ける範囲が基本的な土地利用の考え方で、県の方針で決まっていることを文章にして、ここに関しては現在調整区域であり保留区域であるというところで、先々事業実施の見通しが明らかになった段階で調整を行った上で編入ができその段階で土地利用を決めていくということになっていると思いますけども、その記述がここにある。ご質問にあったその具体的な数字というのが、一般には整開保には触れないと思います。この中では、先々の数字に関して今決まっている中での文面に入っていると思います。

(藤沢委員) 8ページに移ってきましたけども、8ページのその表現で果たしてそういうものが消化できますかということですよ。5ページの質問をしましたけども、今先生の方は8ページのこういうものもありますよという中で、具体的なものはないと。記されて無い訳ですよ。

(中村会長) 整備、開発及び保全の方針の書類の中でこれ以上書けない

んですよ。

（藤沢委員）私は、整開保だったら示すべきだと思いますよ。何のための整開保なんだか。整開保の中で、こんな抽象的な表現で、それで倉見は特定保留で市街化にしようと思ったけれど失敗しました。今度は、一般保留です、じゃあ一般保留の説明会をやったのかということ、一年経っても一般保留の説明会もやらない。それでこの文章は抽象的で、5ページにしても8ページにしても何ら示されてないですよ。それでも示さないで、今度は地元に来てツインシティをやらなきゃいけないんですよ。都市計画の決定もやりますよと。私は、それは暴論だと思いますよ。いやしくも自治体がこういうことを私はやってはいけないと思うんですよ。住民にちゃんと説明ができるような、これで倉見に帰ってどういう説明ができますか。今日も大勢の傍聴の人が来てられますよ。来てられるけども、こういう表現でツインシティはどんどん進めますよと、進めるんだったら何で整開保の中でちゃんと位置付けしないんですか。していただきたいですよ。私は新駅をツインシティを批判しているのでもない、いずれは誘致しなければならない。こういう表現では、できないですよ。だって、1800の住宅とか工場が12あるいは企業の誘致なんて、どこかに書いていておかなければ。それで、何年経ったら整開保が改正されるかと言ったら、5年や10年過ぎる。そうすると新駅までに、5年や10年じゃ実現しないですよ。やはりここが正念場だと思うんですよ。本当に町がやる気だったら、私はそういう条文を示すべきではないですか。

（中村会長）事務局で、まずお答えできますか。

（佐野課長）藤沢委員さんのご意見ですけども、先ほどご説明したんですが、今回の都市計画決定をしようとする主旨ですが、この整備、開発及び保全の方針につきましては、町が茅ヶ崎都市計画において都市計画に係わる取り組みだとか事業を進めようとする際に、そういった位置付け、県の位置づけを確保するために、まちづくりの方向性を広域的な見知から神奈川県が定める都市計画の方針である、この整備、開発及び保全の方針に位置付けることが大事である都市計画ということで、今求められている具体的な内容の記述につきましては、今後将来市街化に編入できるような位置付けを確保しておく都市計画の県決定ということでございまして、その先の実際の倉見の新幹線新駅ですとかツインシティ

で新駅を誘致するまちづくりについては、町の新幹線新駅対策課ですとか事業担当課が地元の方と協議をして、もちろんJRとも協議をして、こういうふうにやっていこうという町側もJRも地元の方もこれならやっていこうということになった時に、初めてこういう区域でやりましょう、こういう事業主体でやりましょうという時に個別の都市計画決定に入っていく手続きになっております。

(鈴木委員) 整開保の関係で3点程まとめてお伺いしますが、9ページの交通体系についてと関連して16ページ、インターチェンジ周辺における都市基盤整備、あと20ページの倉見駅その他の整備についてこの3点を順を追ってお伺いしたいと思います。まず交通体系については、聞き慣れない言葉が出てきたものですから、聞きたいと思っております。補助幹線道路を有機的にいろいろ連携させて交通の利便を強化するという表現がありますが、補助幹線道路というのはどういう規格でどういう内容なものか教えていただきたいと思っております。それからインターチェンジ周辺の都市基盤整備と産業活動の集積を目的とした面的整備を図ると示されておりますが、これは田端地区の関係だと思っておりますがこの内容については、どのような都市基盤の方針として持たれているのか、お聞きしたい。それから、16ページは倉見駅前広場の整備についてですが、新たな方針が出された訳ですが、具体化を図るとなっております、これは分かっている範囲でどういうことを考えとして持っているのか、その3点をお伺いしたいと。よろしくお願ひします。

(中村会長) 9ページの補助幹線道路、10ページの駅前広場、14ページのインターチェンジ、補助幹線だけは私が答えます。道路を段階的に考えるという考え方があって、幹線道路の次の段階が補助幹線です。規格としては、いろいろな定義があって、具体的にこういう寸法の道路が補助幹線だという言い方をあまりしません。多少そこは柔軟にやります。ただ、幹線というのが、わりと沿道に用がない車がびゅんびゅん走る、それこそ国道1号みたいなものよりは、沿道と繋ぎながら行く、でも少し抜ける車もある位な道路を補助幹線道路と言います。幹線でできるネットワークを補うような、中間みたいなものです。都市計画の教科書では、全部出てくる言葉です。適切な資料は、町役場の方からご用意できると思っております。あと、インターチェンジと駅広を答えていただけますか。現時点の情報でいいと思っておりますよ。繰り返しますが、整開保の中では方針だけです。

(佐野課長) 少し前後するかもしれませんが、14ページのインターチェンジ周辺においては、都市基盤整備と産業活動の集積を目的とした面的整備を図るといふご質問ですけれども、これにつきましては市街地整備の目標ということで②の田端西地区を将来的に面整備というのは、事業の種類としての想定は土地区画整理事業でやっさいこうといふ意味合いの面的整備の位置付け、今現在そういうふうなことになっております。

(中村会長) 10年以内に田端西地区で、土地区画整理事業、今駅の所でやっさいこうしている同じ事業手法ですよ。

(佐野課長) 位置付けている状況で、実際には事業主体ですとか手法ですとかは、これから煮詰まっさい行くのですが、そういうことで位置付けているといふことです。それから倉見駅前整備といふことです。

(中村会長) 倉見ですか。

(鈴木委員) 倉見です。

(佐野課長) ページ数が茅ヶ崎の10のウ駅前広場といふ部分で、一番最後に倉見駅の駅前広場については、計画の具体化を図るといふことで現在、昔からあるままの駅前といふような形になってございませうけれども、将来的に新幹線の新駅の誘致もありませうして、倉見駅も合わせて検討しっさいいこうといふことで、その地元の方とおそらく事業担当課で協議を深めながら、あそこをどうしっさいいこうといふことで、今あるJR倉見駅前広場の計画の具体化を図っさいいませうといふ位置づけをしっさいしているところですよ。

(中村会長) よろしいですよ。

(鈴木委員) はい。

(中村会長) 整備、開発及び保全の方針に関して、具体的に倉見ツインシティのお話が幾つかでてきていませうますが、繰り返し申し上げませうが、私の理解としては、考え方を示す書類であっさい、その意味では、数年前の都市マスタープランに基づいて書かれていっさい、多少説明のところでご意

見がありましたけども、もう少し具体的に書くべきというご意見がございましたが、私の見解、町もそういうお考えのようですけども、整開保の中で書くべきことと、次の段階でやることとは別だと思ひまして、私としては藤沢委員がおっしゃった数字を整開保に入れる必要はないと。ただ、実際に町がツインシティの対象としている地区の中でこれからどう取り組んでいくかという議論は別です。あくまで今審議しているのは、整開保という書類の中の今回の改定案に対しての議論なので、そういう意味ではこの記述でいいんじゃないかということです。この先のツインシティがどうかとか、そもそも新駅がこなかったらどうするのか、いろんな話しは脇に置きます。これはあくまで整開保の改定に関する審議ということで、自分の見解を申し上げております。他にご質問は、ございますか。そうしましたら、質疑に関してはここまでとさせていただきます。議題の1から順にいけますが、第6回線引き見直しに関する都市計画の案についての審議の終了です。町長からいただいている諮問が3つございまして、それについて16号が都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、17号が都市計画区域区分の変更、18号が都市計画再開発の方針の変更についてということですけどこれらについて適当と認めるということによろしいでしょうか。いかがでしょうか。

(委員) 異議なし。

(中村会長) よろしいですか。ありがとうございます。それでは、これより答申書案を作成させます。

茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(答申)案

茅ヶ崎都市計画区域区分の変更(答申)案

茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針の変更(答申)案

(中村会長) この答申書(案)の内容でよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(中村会長) ありがとうございます。それでは、この内容で答申してまいります。

茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（答申）

茅ヶ崎都市計画区域区分の変更（答申）

茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針の変更（答申）

（中村会長）本日の議題は、これですべて終了となります。それでは、事務局にお返しいたします。

（前原部長）会長、副会長におかれましては、大変お疲れ様でございました。大変、ありがとうございました。深く感謝いたします。それでは4番のその他に移らせていただきます。事務局から報告事項が1点ございますので、よろしく申し上げます。

（佐野課長）それでは、第6回線引き見直しに係わる今後のスケジュールについて報告させていただきます。

【参考資料1－3にて説明】

続きまして資料はございませんが、前回の審議会でも報告事項として事業概要を説明させていただきましたクリーンセンターの変更及び広域リサイクルセンターの決定の都市計画案件について、現在の状況についてご報告させていただきます。現在、事業課であります環境課におきまして廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査を実施しているところです。1月23日から、地元の3地区におきまして、事業概要等につきまして近隣住民説明会を。また、2月19日には生活環境影響調査の報告会を開催する予定でございます。なお、都市計画の手続きといたしまして、都市計画課では、都市計画法第16条に基づく都市計画素案の説明会を2月25日に開催する予定でございます。その後、法定縦覧などの都市計画の手続きを行い、6月上旬頃に町の都市計画審議会へ付議していく予定としております。以上で、クリーンセンターの変更及び広域リサイクルセンターの決定についての報告を終わらせていただきます。以上です。

（前原部長）ただいまご報告をさせていただきましたが、委員のみなさま方からご質問等ございましたらよろしく申し上げます。よろしいでし

ようか。ありがとうございました。ないようでございましたら、本日予定しておりました内容は以上で終了とさせていただきます。

[この議事録は、文章形式に編集させていただいています。]

資料

資料1 茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 新旧対照表

資料2 茅ヶ崎都市計画区域区分 新旧対照表

資料3 茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針 新旧対照表

資料4 茅ヶ崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針 新旧対照表

資料5 茅ヶ崎都市計画用途地域 新旧対照表

参考資料1-1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の構成と概要

参考資料1-2 新旧対照表における目次の構成比較、主な変更点

参考資料1-3 第6回線引き見直しの取組経過（保留区域設定経過）

参考資料1-4 第6回線引き見直し公聴会公述意見の要旨と考え方

参考資料1-5 都市計画法第17条に基づく案の縦覧結果（概要）

参考資料2-1 総括表 茅ヶ崎都市計画区域区分の変更

参考資料2-2 茅ヶ崎都市計画区域区分及び用途地域等の変更素案（区域図）

議事録承認委員及び
議事録確定年月日

出席委員全員により承認

(22年3月5日確定)